

お客様各位

北上信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用のない預金口座に対する不正利用の未然防止の観点から、普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座含む）および貯蓄預金の口座を対象に、下記の通り「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改正させていただきます。

なお、本取扱いは、2年以上の長期間にわたりご利用されていない預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替等のお取引をされているお客様の口座が対象となることはありません。

今後も、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設

| | |
|------------|---|
| 取 扱 開 始 日 | 令和 5 年 12 月 1 日（金） |
| 対象となる預金種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座含む） ・貯蓄預金口座 ※取扱開始日（令和 5 年 12 月 1 日）以前に開設された口座も対象とします。 |
| 対象となる口座 | 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 令和 5 年 12 月 1 日以降、最後の預入または払出から 2 年以上預入または払出（利息の組入れおよび本手数料の引落を除く）の利用がないこと ② 預金残高が 1 万円未満であること ③ 同一お取引店で、預かり金融資産（定期性預金、保険、国債等）がないこと ④ 当金庫にお借入れがないこと（カードローンを含みます） ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とします。 |
| 未利用口座管理手数料 | 年間 1,320 円（消費税込） |
| 未利用口座の自動解約 | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を本手数料として充当し、当該口座を解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および、解約させていただいた口座（キャッシュカードを含む）の再利用はできません。 |
| 未利用口座のご案内 | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に文書にてご案内させていただきます。「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・「ご案内」郵送後、一定期間（約 3 カ月）ご利用がない場合には、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。 |

※ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問合せください。

2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、預金規定を下記の通り改正いたします。

(1) 対象の預金規定

- ① 普通預金規定（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む）
- ② 総合口座取引規定
- ③ 貯蓄預金規定

(2) 改正の内容

各預金規定に下記の条文を追加。

（未利用口座管理手数料）

（1）この普通預金口座（総合口座、決済用普通預金も含みます。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れ、または払戻し（第2項に定める手数料の引落しを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。

（2）この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

（3）一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

（4）第2項により解約された口座の再利用はできません。

以上